

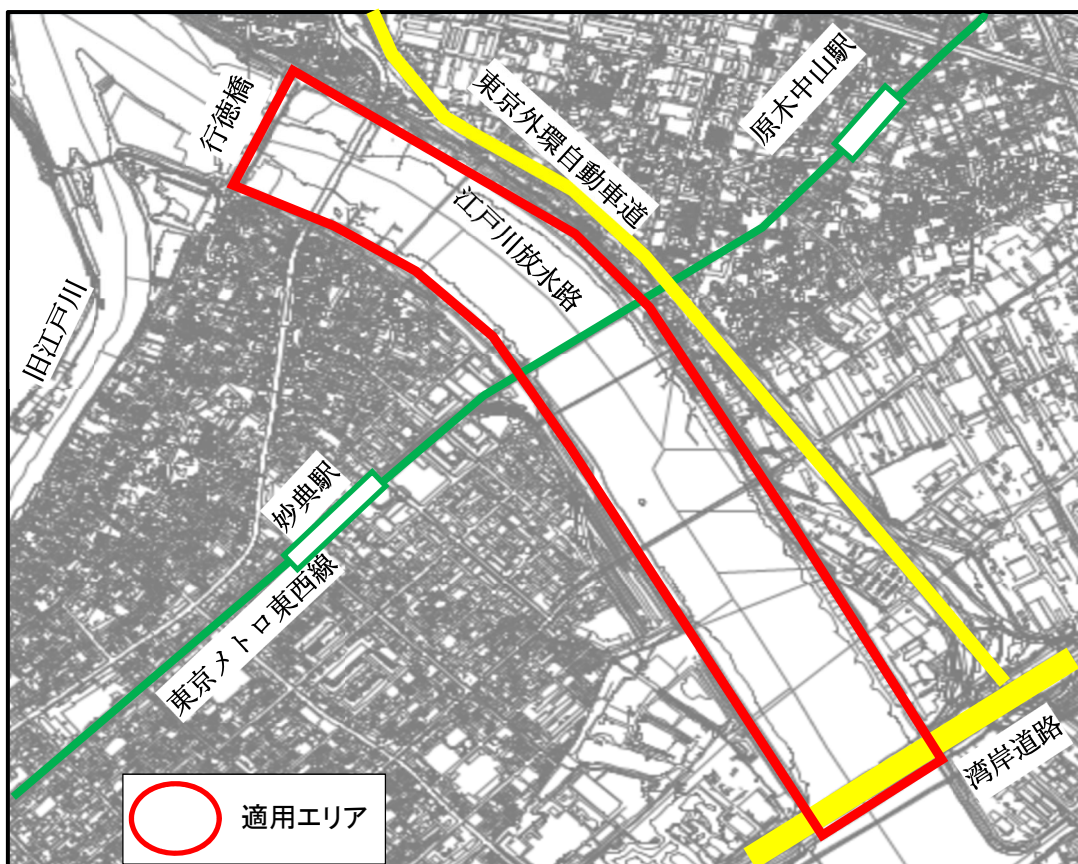
江戸川放水路における貝殻の投棄の禁止に関する条例(案)

1. 制定の理由

近年、江戸川放水路において、利用者のマナー低下による利用環境の悪化が問題となっています。その中でも特に牡蠣殻の投棄が問題となっており、水辺で遊んでいた子どもが転び、牡蠣殻で怪我をするといった事例が発生しています。市川市ではこの問題を解決すべく、河川管理者及び地元自治会等から構成される協議会と協力をし、牡蠣殻の投棄に関する注意喚起看板の設置、利用ルールの周知、投棄された牡蠣殻の一斉清掃等様々な対策を行ってきました。しかし、一向に改善が見られず、現在も牡蠣殻の投棄の禁止を求めご要望が多く寄せられております。

このことから、本市では、江戸川放水路の利用環境保全を図るため、貝殻の投棄を禁止する条例を制定いたします。

2. 条例の適用エリア



国道 357 号市川大橋（上り線）から行徳可動堰区間内の
河川水面、河川敷及び堤防敷

3. 条例の内容(概要)

条例の内容は、目的、定義、利用者の責務、市の責務、禁止行為、指導と
なっています。

(1) 目的

江戸川放水路の利用環境保全について利用者及び市の責務を明らかにする
とともに、江戸川放水路における貝殻の投棄を禁止行為として定めること
により、江戸川放水路の利用環境保全を図ることを目的とします。

(2) 定義

本文において使用する用語は、次のように定義します。

「江戸川放水路」・・・国道 357 号市川大橋（上り線）から行徳可動堰区
間の河川水面、河川敷及び堤防敷とします。

「利用者」・・・江戸川放水路に立ち入る者とします。

「利用環境」・・・利用者が安全かつ清潔に江戸川放水路を利用できる
環境とします。

「貝殻」・・・貝の身を取り出した又は食べた際に残った殻としま
す。

(3) 利用者の責務

利用者は、自ら生じさせた貝殻を持ち帰り、江戸川放水路の利用環境保全
に努めなければならないものとします。

(4) 市の責務

(1)利用者に対する江戸川放水路の利用環境保全に関する意識の啓発に努め
るものとします。

(2)利用者の行う江戸川放水路の利用環境保全に関する活動の支援に努める
ものとします。

(3)その他江戸川放水路の利用環境保全に関し必要な事項の実施に努めるも
のとします。

(4)江戸川放水路を管理する国及び取締り機関と連携を図るものとします。

(5) 禁止行為

江戸川放水路において、貝殻の投棄をしてはならないものとします。

(6) 指導

市長は、禁止行為を行った者であって、利用環境を害していると認められる者に対し、当該行為をしてはならない旨を指導することができるものとします。

4. 施行日

令和5年4月1日（予定）

5. 担当課及び連絡先

水と緑の部 河川・下水道建設課

〒272-8501 市川市南八幡2-20-2

(TEL: 047-712-6362、FAX: 047-712-6363)